

成年後見もやい

発行者：特定非営利活動法人成年後見もやい
〒456-0031 名古屋市熱田区神宮二丁目3番4号もやいビル

第7号

2021年1月19日発行

電話 052-746-9395

FAX 052-746-9396

メール

koukenmoyai@hi3.enjoy.ne.jp

設立から3周年

成年後見もやいは2017年12月20日に設立してから3周年を迎えます。3周年のうちに成年後見人・保佐人を40件余り受任いたしました。被後見人の方でなくなった方もいらっしゃいますので、現在成年後見もやいでは42件の成年後見人・保佐人の受任をしております。

3年間という時間でこれだけの方を受任することができたのも皆様のご支援・ご協力があったからだと思えます。この場を借りてお礼申し上げます。

新型コロナウイルスともやい

さて去年の初めから広がっている新型コロナウイルスはいまだ終息を見せるどころか1日ごとの感染者数が増加しております。現在も緊急事態宣言が発出されており、予断を許さない状況です。

成年後見もやいでも非常事態宣言中が発令された時は、人が集まる理事会や後見支援員交流会を中止にすることがありました。現在理事会、後見支援員交流会

につきましては、もやいビル2階の会議室を借りて十分に距離を取ったうえでアルコール消毒をしていただいたうえで開催しております。これ以上感染者数が増えるようであれば会も中止することも考えなければなりません。

2021年における

もやいは2020年12月20日で3周年を迎え、4年目に突入します。4年目は成年後見もやいや成年後見制度をより知っていただける年になればと思っております。今年の1月に開設したホームページを見て相談に来てくださった方もいらっしゃいました。ホームページの充実や成年後見制度の勉強会を企画して、より多くの方に成年後見制度を知っていただければ嬉しく思います。2021年もよろしくお願ひします。



後見支援員の方からシク
ラーメンをいただきました。
いつもお心遣いあり
がとうございます。

成年後見人と医療同意について

はじめに

10月の後見支援員交流会にて成年後見人と医療同意の関係について、もやい事務局と後見支援員で議論をしました。本人が適切な医療行為を受けられるか否かについては後見支援員・障害者を持つ家族にとって非常に関心が高いことだと思います。今回は成年後見人と医療同意について、そして後見支援員交流会で議論された内容についてまとめました。



医療同意とは？

医療行為をすること（同意）、しないこと（拒否）を決めることや複数ある医療行為についてどの方法を選択することが医療同意といいます。

成年後見人が本人に代わって医療同意をすることができるか？

成年後見人は本人の医療同意をすることはできません。本来医療同意は本人しかできないようです。ご家族が同意をすることができるのはご家族が本人の意思を一番知っており、本人に寄り添った同意をすることができると考えられるからです。

もやいであった事例

あるとき、本人が生活するグループホームから「本人が足を骨折して手術することになった。病院が手術の同意を求めているので来てほしい。」と連絡があり搬送された病院に行きました。病院へ行ったところ話があったとおり医師から後見人に同意をしてほしいとのお話が出てきました。後見人は医療同意をできないこと、そして本人は丁寧に説明すれば理解できる方なのでもう一度簡単でいいので説明するようにお願いしました。医師は再度本人に説明をし、グループホームの職員・もやいの事務局員が「手術をすればまた歩けるようになるよ」と本人をはげましたところ手術について理解することができ、本人から手術をしたいと仰っていただくことができました。

後見支援員交流会で出た医療同意に関する意見・体験談等

- ◇ 身寄りがいない人が病院へ搬送されたときに、同意や承諾が取れるまで医療行為をしないと医師から言われたことがある。
- ◇ 手術の説明があったが、知的障害者の人にとってわかりにくい説明であった。
- ◇ 医療行為についての説明を本人ではなく親にしたので、医療を受ける本人に説明するように求めたことがある。
- ◇ 後見人がついておらず、身寄りもない方の医療行為を施設の職員がかわりにやむをせず同意した場面に遭遇したことがある。
- ◇ 後見人と病院が共通の意識を持てるように学習会のような場を設けるとよい。共通の意識を持つことによって後見人にとっても病院にとっても無理のないところに落ち着けるのではないか。

まとめ

医療同意の問題は成年後見人・病院どちらも悩ませる問題であると思います。外科手術の場合、身体への侵襲を避けることはできません。そのような重大な出来事を自分以外の人勝手に決めてしまえないように医療同意をすることができるのは本人のみで成年後見人であっても同意できないということはわかります。一方で病院としても患者に後見人以外の関係者がおらず患者からは手術の同意を取ることができないときに後見人でもいいから同意を得たいという気持ちもわからなくはありません。

この問題はどちらか一方が考えて解決する問題ではなく、成年後見人や病院の双方が解決に向けて意識を持つ必要があります。後見支援員交流会で話が出たように成年後見人側が病院と学習会を行う、意見交換会を行うといった調整が必要になってくると思います。

後見人は本人の意思決定支援をする者です。そうすると、本人が意思決定をするためにあらゆる手段を尽くすということは後見人の仕事です。そして本人が自らで決めることができることができる環境をつくることも大切であると思います。事例でも挙げた「手術すればまた歩けるようになる」と励ましたように本人にとってプラスになることを提示するということが意思決定支援につながると思います。



受任件数（令和3年1月現在）

生活場所別

	自宅	GH	施設	入院	計
後見	3	19	10	2	34
保佐	0	5	3	0	8
補助	0	0	0	0	0
計	3	24	13	2	42

症例別

	知的障害	精神障害	認知症	その他	計
後見	30	2	1	1	34
保佐	5	2	1	0	8
補助	0	0	0	0	0
計	35	4	2	1	42

（単位：人）

もやいのQRコードができました

一年前に成年後見もやいホームページの立ち上げをいたしました。いままではURLを直接入力していただくか、「成年後見もやい」と検索をしていただいております。このたび簡単にもやいのホームページにアクセスしていただけるようにQRコードを作成しました。右のQRコードをスマートフォンのカメラでかざすことでアクセスできます。ぜひご利用ください。

